## 接続および撤去工事について

道路(公道及び私道)を掘削する場合は、局納付金の納入、道路占用許可、道路使用許可、公共物使用許可等の手続きが完了した後に施工すること。

配水管から分岐又は撤去する場合は、局職員の現地立会を必要とする。

## (1) 施工日

- ・施工予定日は、ホームページ上にて予約状況を確認のうえ『接続工事等の予約申込み』から 予約を行うこと。
- ・営業時間外(夜間、休日等)に施工をする場合は、事前に当局と協議し指示に従うこと。
- ・施工日の当日午前9時00分までに施工の有無について、ホームページ上の『接続工事等立 会の当日連絡』から連絡をすること。連絡のない場合は予約が無効となります。
- ・天候等の諸事情により延期する場合も、上記と同様に必ず連絡すること。
- ※ 『接続工事等の予約申込み』については以下を参照 岡山市水道局給水装置工事電子受付システム>各種 web 予約申込みはこちらから>接続工事

等の予約申込みと当日連絡>2予約申込み>【接続工事等の予約受付はこちら】

## (2) その他

- ① 道路使用許可証は、必ず携帯し現地立会時に提示すること。
- ② 道路復旧は、一時掘削及び道路占用等にて図示された許可条件のとおり施工すること。 (区役所ごとに復旧構成及び範囲の指示に相違があるのでよく確認すること。)
- ③ 接続工事中に他の埋設物が確認された場合は、離隔を30cm以上確保すること。 やむを得ず離隔を確保できない場合は、他の埋設管理者と協議し了解を得ること。
- ④ 配水管からの分岐位置等(個人管も同様)については、マーキングピンを設置すること。 (参考:ピンの形状は9×5×40、笠は青色で径は26mmとする。)
- ⑤ 必要写真は、「給水装置工事施行基準 第7章 給水装置の配管工事 9工事写真 表7-9-1、7-9-2、7-9-3」を確認し撮影すること。